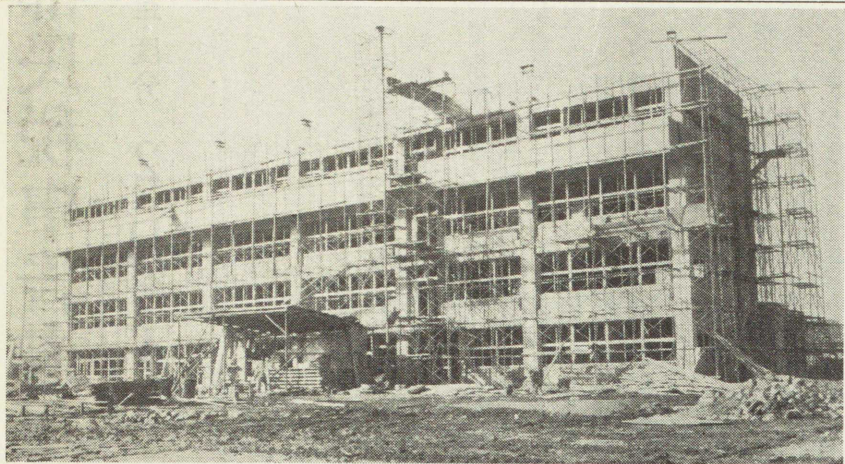


昭和46年1月1日現在（推計人口）		
	本月	前月比
人 口 世帯数	31,091	184減
	29,394	4減
	60,485	188減
	19,239	277減

え 市報 こまえ

狛江市役所
 電話 (480) 1 1 8 1
 狛江市水道課事務所
 電話 (480) 0 2 0 1
 狛江消防署
 電話 (480) 0 1 1 9



工事が進む六小の建設

市では、昨年8月から9,880万円をかけて第六小学校の建設をしています。工事も順調に進み、現在コンクリート打ちが終わり、内装工事にとりかかっています。3月中には完成し、4月の新学期に開校のはこびとなります。

(写真は建設が進む第六小学校)

(写真は建設が進む第六小学校)

火災発生件数と原因

年度	原因別	火災の疑い															
		放火	火の疑い	コンデンサー	内燃機関	自動車	取り	蚊	石油	ガス	ガス	ガス	ガス	ガス	ガス	ガス	ガス
45年	43	10	6	6	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44年	40	7	7	6	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
増減	3	3	-1	0	-2	-1	-2	-1	0	-1	-1	0	0	1	0	2	5

救急出動と救護件数

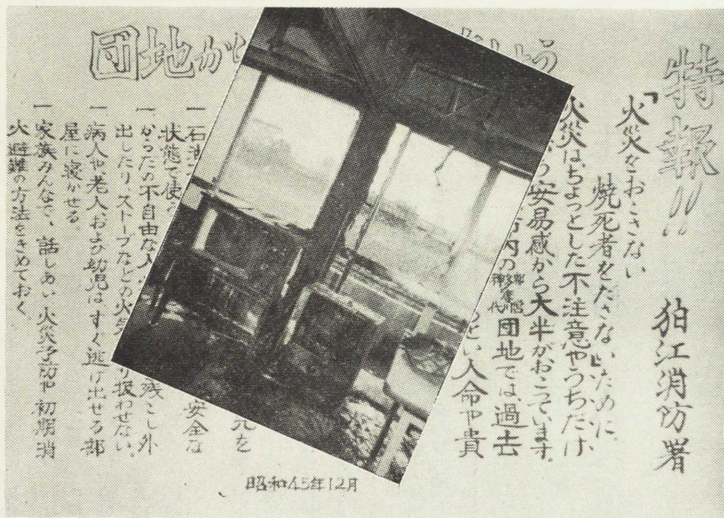
年月別	事故別 計	火	風	水	交	労	運	一	犯	自	急	そ
		災	水 害	難	通	働 災 害	動 競 技	般 負 傷	罪	損 行 為	病	の 他
4 5 年	791	2	0	2	127	14	1	114	14	9	481	27
4 4 年	697	2	0	3	110	17	0	92	10	18	430	15
増減	94	0	0	-1	17	-3	1	22	4	-9	51	12

45年

狛江市火災救急白書

ふえた「たばこ」による火災
依然トップの急病事故430件

四十五年狛江市火災救急白書がまとまりました。これによくと火災では、たばこ、たき火、子どもの火遊びによるものが多く、これによる損害額も昨年に比べて三パーセント増となっています。また救急出動では、急病事故が四百三十件で、依然多くなっていますが、市民の救急車に対する正しい利用が望めます。



四十五年の柏江市の消防事象を見ると、幸いにも宿命的な台風の影響はさげられました。しかしながら、火災は四十二件と四十四年に比べて三件増加しています。 死者が二と、この火災により二人の犠牲者があるという過去五年間には、い悲慘な記録を残しました。 一方燃失面積は、建物で見ると四百六十三平方メートルで、四十四年の六分の一以下に減少しています。これは市民の早期発見、初期消火が適切に行なわれたことを示しています。また、損害額は三千九百七十六万三千円と、四十四年に比べて三パーセント増えています。	つぎに石油ストーブなどの火気取扱器具ですが、安全を確認しなかったり、取扱いが適正でなかったため、命を失っている事例が多くなっています。特に火気取扱器具による火災の原因は、①使用放棄、②取り扱いはないが子どもと老人の使用、③油漏れ、しんの
上下不能、異状燃焼など安全でない器具の使用、④可燃物の接近、⑤簡単な通路での使用などがあげられます。	救急事故状況ですが、近年首都の近郊都市として急速に発展している柏江市では、火災の発生が多いのですが、これにあわせて交通事故、一般負傷事故、労働災害

四十六年度狛江市市小・中学校、市立保育園を含むが、発注する工事請負と物置買入れの競争入札参加資格を定めまして、したがって狛江市との取引を希望する人は、つぎのとおり指名参加願いを提出していただく。

（水道課）
狛江市との取引希望者は

受付期間 物品 二月十日から
 三月十五日まで
 工事 二月十五日か
 ら三月十五日
 まで
 受付場所 総務課管
 財係
 用紙配布物品 一月
 二十日から総
 務課管財係
 工事 一月三十日か
 ら東京都弘済
 会（都庁構内
 国鉄ガード下
 家具店横）
 おな、詳細は、総
 務課管財係へ。

一日は都民防火の日

乾燥が
火気使用に注意を

本格的な冬の気候とともに空気がますます乾燥し強い風が吹く日も多くなります。屋外の燃えやすいものを整理するとともに屋外で火を使うときは、じゅうぶん注意しましょう。

① マッチや、ライターなどは、子どもの手の届かないところに置く。

② 水遊びをしないしつけを

また、子どもの火遊びによる火災は、出火原因の第二位をしめ、ますますふえる傾向にあります。子どもに火遊びをしないようにしつけましょう。

消火用の水を用意し、その場を離れない。③狭い場所や風の強いときは、たき火をしない。④大量のたき火をするときは、消防署に届け出る。⑤たき火のあと始末を完全にする。

する。

二、たき火からの火災を防ぎましょう。

①建物周囲の燃えやすきものを整理する。②たき火をするときは整理する。

△職場においては……V

一、建物周囲の防火点検をしましょう。

①建物周囲の燃えやすきものを整理する。②工事中の建物では、

6.31
P
P
M

二の橋交差点
一酸化炭素

昨年一月十七日午前八時から午後六時まで、自動車公害に対する生活環境の実態は握の(一)として世田谷・町田街道(都道三号線)の二の橋交差点で、一酸化炭素と鉛公害、自動車交通量を測定しました。一酸化炭素については、交通量増加する午後四時から六時までの時間が比較的高い数値と

特に工事用の作業火に注意し、作業終了後は必ず火気を確かめる。

③ごみなどの焼却は風の強いとき
はしない。

急病や火の救急事故も多く発生しており、年に一五から二〇パーセントの増加となっています。また一件の交通事故でふたり以上の救護撤収が必要とする事故も最近増加がある」と認められるものなので、

[illegible]

くなっています。特に火気取扱器具に火災の原因は、①使用放火 ②取扱になれないうちととの使用 ③油漏れ、しんの上下不能、異状燃焼を安全でない器具の使用、④可燃物の接近、隣接消防署救急隊の応援が二件と、実に六万人市民の七七八八に

取援器具ですが、安全を確認しなかったり、取援いが適性でなかったため、命を失っている事例が多加しています。これらの救急事故の内容を見

一酸化炭素 (単位: PPM)						
時間 地点	8 ~ 9	9 ~ 10	10 ~ 11	11 ~ 12	12 ~	
BC	7.0	5.5	3.5	3.0	3.	
AD	6.0	7.0	7.0	5.8	5.	

1 ~ 2	2 ~ 3	3 ~ 4	4 ~ 5	5 ~ 6	1時間 平均
3.2	3.8	3.2	6.0	8.5	4.72
6.5	6.0	5.8	11.0	19.0	7.9

	交通量	一時間均
A	1,026	102.6
B	6,446	644.6
C	930	93.0
D	7,524	752.4
合計	15,926	1,592.6

なり災害のない明るく住みよい都
市に発展させたいものです。

ニュース・グラフ



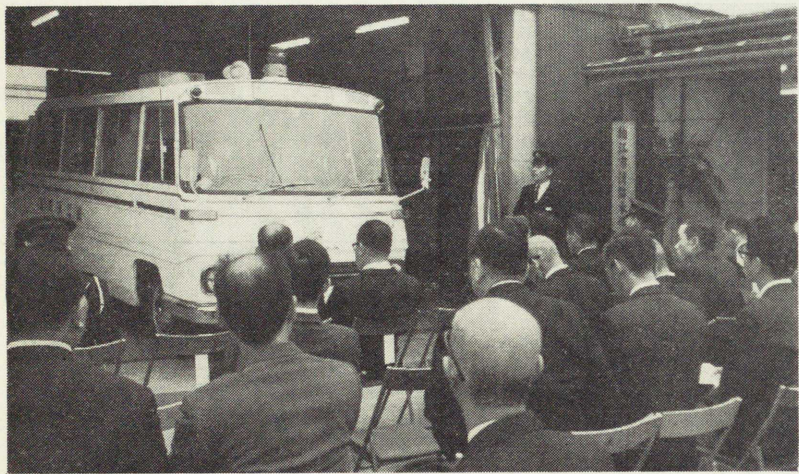
寒風ついでロードレース

成人を祝う第一回伯江多摩川ロードレース（伯江市教育委員会・体育協会・陸上競技協会主催、毎日新聞社後援）は、一月十五日午後一時から第四小学校から多摩川をぬける四キロ（中学生、成人者の一部）と七キロ（一般）のコースで、百三十五人が参加して行なわれた。

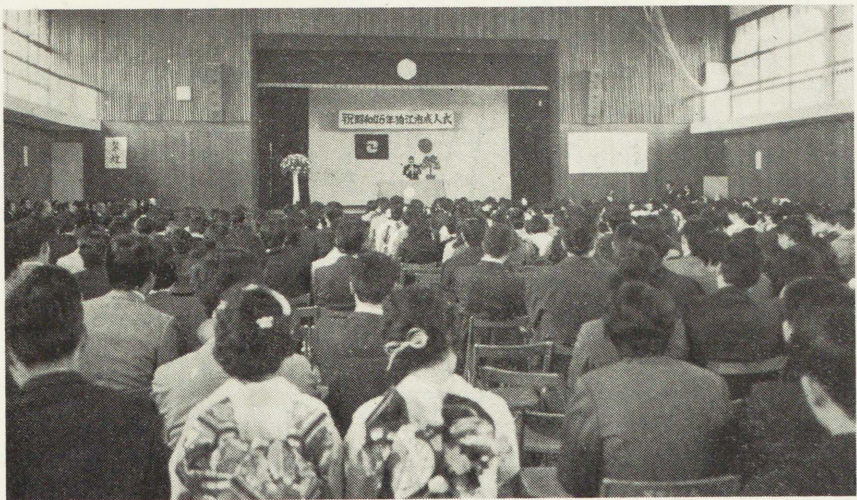
新鋭救急車

お目見え

昨年十二月二十三日自治省消防庁の配属により、山之内製薬株式会社から寄贈された新鋭救急自動車がお目見えの修ばつ

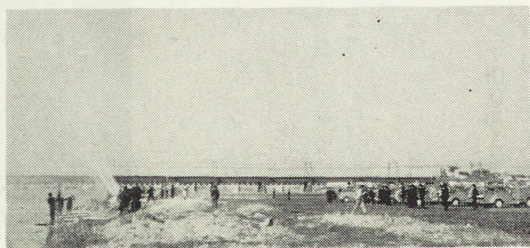


式が行なわれました。この救急自動車は、国の新しい基準によって製作されており、各種の救命器具、救急器具が搭載されています。もっとも大きな特徴は重傷患者三人（ベツト収容）を収容できることと



成人おめでと

伯江市、伯江市内で成人式を迎えた人は、千五百五十一人（男七百二十六人、女七百二十五人）です。この日の式典には三百四十四人が出席、富永和作市長、松坂節男市議会議員、谷田部三選管委員会委員長、伯江市教育委員会、伯江市選挙管理委員会、伯江市民権の成人式は、一月十五日第一中学校体育館で行な



消防出ぞめ式盛大に

伯江市消防出ぞめ式は、一月七日消防署、消防団、市内自衛消防隊（東京電機工業、オストリッチ製作所、電力中央研究所、東京航空計器、ミツミ電機、東京洗染機械製作所、山崎工業）が参加して、和泉多摩川緑地公園野球場（小田急線橋下）で盛大に行なわれました。この日は「あらいだし放水」「油火炎消火」「放水」「油火炎消火」の消防演習が披露され、集まった市民の目を惹きつけていました。室内スペースが大きく救急活動が容易なことで、さらにはストレッチャーを積載しているため、患者の収容、病院への運搬などに便利で、救急事故に対する威力が発揮できるものと期待されています。

後藤国道教育委員会委員長から、お祝いとお励ましのご挨拶がなされました。最後に成人者を代表して鈴木實子さんが誓いの言葉を述べ式を終わりました。

やさしい公職選挙法

政治がいつに行なわれるためには、まず選挙が行なわれなければなりません。選挙がきれいに行なわれるためには法律によって正しく行なわれることです。これは有権者のひとりひとりが公職選挙法の概要を知っていただくことです。正しい選挙権の行使などについて理解していただくため四月まで連載しますから統一地方選挙に役立ててください。

選挙権と被選挙権

選挙権とは、投票できる資格のことです。一、国会議員の選挙権は、年齢が満二十歳以上の日本国民であること。二、地方公共団体の議員としての選挙権は、年齢が満二十歳以上の日本の国民であること。同一市区町村に引き続き三か月以上住んでいること。ただし都内に三か月以上引き続き住んでいる人が、他の市区町村に移った三か月たたくとも都議会議員としての選挙権は失われません。被選挙権とは、公職に選ばれること。一、衆議院議員、区市町村長、年齢が満二十五歳以上の日本国民。二、参議院議員、知事、年齢が満三十歳以上の日本国民。三、都、区市町村の議会議員、年齢が満二十五歳以上の日本国民。都、区市町村に選挙権を有する人。

選挙運動

選挙運動とは、特定の選挙につき特定の候補者を立選させる目的をもって投票を得ようとするために直接選挙人に働きかける行為であるといわれています。

選挙運動については、これを自由なまかせにおくのが最も望ましいです。しかし立候補者はだれでも立選しなく、その目的には不正な行為をし、あるいは選挙の公正を害するおそれがあるため、公職選挙法で選挙運動を制限しています。

選挙運動の期間は、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

選挙運動の期間、いつから選挙運動ができるか、立候補者の受付が完了したときからです。したがって選挙期日の告示があつても、立候補者の届出が完了してからでないと選挙運動ができません。二、いつまで選挙運動ができるか、投票日の前日までです。

委員会の委員 ⑦警察官 ⑧収税官吏と徴税の吏員
三、地位利用による禁止、また地方公務員法により制限されている人（国家公務員、地方公務員、公社公団の役員、教育者）

戸別訪問

戸別訪問とは、選挙に関し投票を得る目的、投票を得る目的または投票を得る目的で戸別に選挙人の居住を訪問することです。しかし、この戸別に訪問することは、かたがた禁じられています。

知事選・市議選期日決まる

臨時国会で統一地方選挙関係の法案が成立しました。その内容が以下のとおりです。

一、統一地方選挙の対象
四十六年三月一日から五月末日までに任期満了となる地方公共団体の議会議員とその長が対象となります。

二、統一地方選挙の期日
選挙期日 四月十一日（日）
告示日 三月十七日（水）
▽市議会議員選挙
選挙期日 四月二十五日（日）
告示日 四月十五日（木）
三、議員定数の基礎人口
市議会議員の定数は、四十年の国勢調査人口がその基礎となります。これは四十五年の国勢調査結果が公表されていないため、なお、伯江市議会議員の定数は条例改正によって二十八から十八人になりました。

市議会議員立候補予定者説明会

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

四十一年四月二十五日（水）午後一時から
伯江市集会所

